

グリーン認証を取得した住宅ローン債権流動化商品で運用する 合同運用指定金銭信託の組成について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭、以下「当行」)は、今般、グリーン認証を取得した住宅ローン債権流動化案件における優先受益権への投資に限定した、合同運用指定金銭信託(グリーン認証付 RMBS 運用型)を組成し、A号受益権(愛称:「グリーンファンド Eternity」、以下「本商品」)の取り扱いを開始しました。

近年、個人の戸建て住宅取得にあたり、環境配慮に優れた長期優良住宅の認定を受けることが増えており、当該住宅取得にかかる住宅ローンの取り扱いが増えています。一方で、各企業では、サステナブルビジネスへの転換に向けた対応が求められるようになっており、金融機関においてもサステナブル関連投融資の拡大を志向する動きが年々、強まっています。

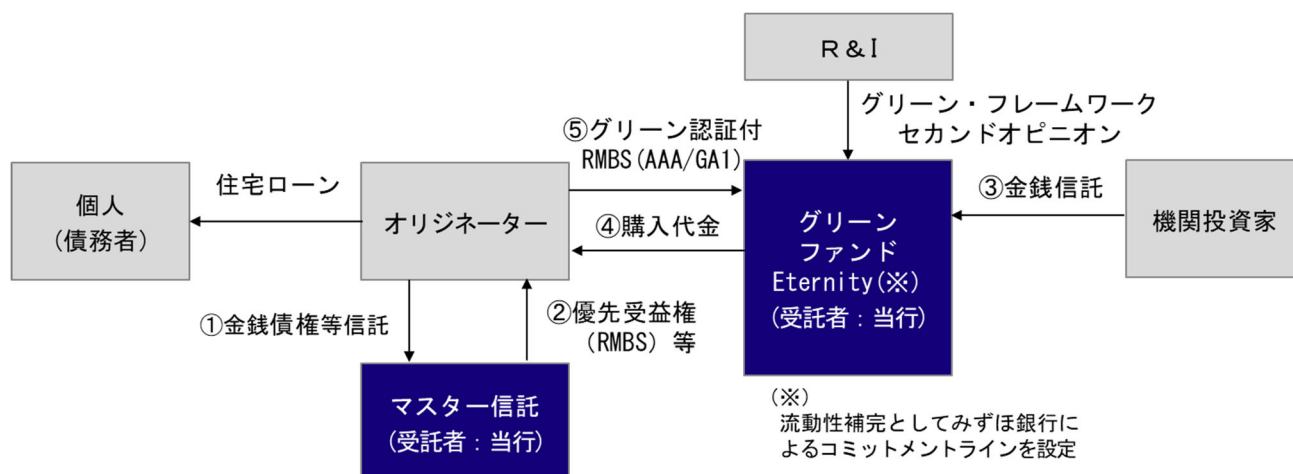
このような状況を踏まえて、当行では、環境配慮に優れた長期優良住宅取得を支援する住宅ローン専門金融機関(以下「オリジネーター」)の債権流動化による資金調達ニーズと、サステナブル関連投融資拡大を志向する機関投資家のニーズについて、信託を活用してマッチさせることにより、日本国内の住宅市場へのサステナブルな取り組み推進を支援するフレームワークを構築しました。

本商品は、オリジネーターが策定している「グリーン RMBS・フレームワーク」に基づき発行される優先受益権(以下「グリーン認証付 RMBS」)を当行が組成する合同運用指定金銭信託(グリーン認証付 RMBS 運用型)にて取得し、機関投資家に本商品の販売を行います。合同運用指定金銭信託(グリーン認証付 RMBS 運用型)のグリーン・フレームワーク(※1)については、外部の第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)から、国際資本市場協会(ICMA)の定める「グリーンボンド原則(GBP)2021年版」(※2)および、LMA(Loan Market Association)/APLMA(Asia Pacific Loan Market Association)/LSTA(Loan Syndications and Trading Association)の定める「グリーンローン原則(GLP)2023年版」(※3)に期待される事項の趣旨に準じる旨の第三者意見書(セカンドオピニオン)を取得しています。

みずほ信託銀行は、みずほフィナンシャルグループの一員として総合金融グループの知見を活かし、お客さまのSX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)実現に向けた取り組みを支援していきます。また、本商品を通して、サステナブル関連投融資の拡大を志向する

機関投資家の資金運用ニーズにお応えするとともに、お客さまニーズ・社会課題を捉えた新たなソリューションの創出・提供を通じて、サステナブルビジネスの成長に向けた取り組みを推進します。

【本商品の概要】



①名称	合同運用指定金銭信託(グリーン認証付RMBS運用型) A号受益権 愛称: グリーンファンド Eternity
②受託者	当行
③コミットメントラインの貸付人	株式会社みずほ銀行
④組成総額 (グリーン認証付RMBS保有残高)	50,000,000,000円
⑤信託設定日	2024年3月21日
⑥信託期間	1ヶ月
⑦信託金の運用対象	取得時に以下の全ての条件を満たす優先受益権 ・大数プールの金銭債権信託における優先受益権 ・R&IよりAAAの信用格付が付与されていること ・R&IよりグリーンボンドアセスメントGA1の評価が付与されていること
⑧格付	R&Iよりファンド格付AAAffcを取得
⑨グリーン・フレームワーク(※1)	R&Iよりセカンドオピニオン取得
⑩投資家	金融機関複数(最低投資金額: 50億円以上)

ともに挑む。ともに実る。



(※1) 合同運用指定金銭信託(グリーン認証付 RMBS 運用型)のグリーン・フレームワーク

合同運用指定金銭信託(グリーン認証付 RMBS 運用型)では機関投資家からの運用資金を R&I よりグリーン債券アセスメント GA1 の評価を得られたグリーン認証付 RMBS の購入資金(当該使途に使用された調達資金の返済資金を含む)に全額充当することを信託約款で定めています。運用対象となるグリーン認証付 RMBS の裏付資産は長期優良住宅の認定を受けた住宅取得のための住宅ローンに限定しているため、運用対象・裏付資産を含めてグリーンプロジェクトに全額充当され、未充当資金は発生しません。合同運用指定金銭信託(グリーン認証付 RMBS 運用型)のグリーン・フレームワークについては、R&I からのセカンドオピニオンを取得しています。詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2024/02/news_release_gf_20240229_jpn_1.pdf

(※2) グリーン債券原則 (GBP) 2021 年版

GBP は、国際資本市場協会 (ICMA) が 2014 年に策定(その後継続的に改訂)したグリーン債券発行に関する自主的ガイドラインであり、発行体がネットゼロエミッション経済の促進と環境保全に繋がる、環境的に健全かつ持続可能なプロジェクトのために資金調達を行うことを支援するものです。

(※3) グリーンローン原則 (GLP) 2023 年版

GLP はグリーンローン商品の開発を促進し、誠実性を維持するため、シンジケートローン市場で活動している主要な金融機関の代表から成る作業部会が 2018 年に策定(その後継続的に改訂)したグリーンローン借入に関する自主的ガイドラインであり、環境的に持続可能な経済活動を促進し、支援するものです。LMA (Loan Market Association) / APLMA (Asia Pacific Loan Market Association) / LSTA (Loan Syndications and Trading Association) が発行元となっています。

以上